

まともな賃金と

まともな仕事を！

①下

印刷産業の再生に向けて

Symposium

川村雅則氏 北海学園大学教授

宮川 潤氏 北海道議会議員

渡辺達生氏 弁護士

是村高市氏 全印総連中央執行委員長

全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）は、2018年6月16日に、北海学園大学（札幌市豊平区）で『公契約条例シンポジウム in Sapporo』「まともな賃金とまともな仕事を！」を開催した。シンポジウムでははじめに北海学園大学教授の川村雅則氏が「公契約条例と最低賃金引き上げによる地域経済活性化について」をテーマに基調講演を行い、引き続き、川村氏、北海道議会議員・宮川潤氏、弁護士・渡辺達生氏、全印総連中央執行委員長（当時）・是村高市氏がそれぞれの立場から公契約条例の現状や制定の意義、今後の展開などについてパネルディスカッションした。司会は中央執行委員・橋場輝氏。

川村 ここで皆さんに質問です。札幌以外から来られている方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。はい、ありがとうございます。札幌の方も札幌以外の方も、たぶんこれから、公契約条例を作ろうとしている、そういう具体的な問題意識をもって参加されている方が本日は多いのではないかと思います。そこで渡辺先生に確認です。日弁連では公契約条例の制定に関するリーフレットを作成されているわけですから、道内はもちろんのこと、全国各地に設置されている弁護士会の皆さんとつながっていくことで、運動の推進母体を結成し、かつ、実際の取り組みを進めていけるという理解でよろしいでしょうか。

渡辺 日弁連のリーフが出ているからというか、それは北海道の中ですね。

川村 北海道は、公契約条例の制定を求める

決議を道弁連であげていましたよね〔注…北海道弁護士会連合会「北海道内のすべての地方自治体及び地方議会に対し公契約条例の制定を求める決議」2013年（平成25年）7月26日。道弁連のウェブサイトで閲覧可〕。

渡辺 そうですね、弁護士それぞれは我儘なのにな。

川村 我儘な皆さんが全体で決議をあげられたのですから、これはかなりの重みというか拘束力がある、と理解いたしました。

渡辺 その弁護士会に、この決議に基づいて、日弁連もこういうリーフを出しているから協力して、というふうに申し入れに行っていたらどうなるかなあ、冷たくない対応をして欲しいなあという期待はしていますけど。

川村 渡辺弁護士から心強い後押しをいただきました（笑）。ところで、道内で初めて条

例が制定された旭川のことについて少し申し上げておきます。旭川市では理念型の条例が2016年12月に制定されました。ただ、その後状況が進んでいるという話は聞こえてきません。2018年12月には、見直し条項の有効期限である2年を迎えますが、道内各地で運動が盛り上がりつつあるかなければ、旭川の公契約条例はこのまま忘れ去られてしまうのではないかと思います。

その意味では、条例制定まではもちろんのこと、条例が制定された後にも、私たちの運動がなければ事態は決して前には進みません。私自身そのような思いで現在、旭川市が発注している業務の賃金の算出根拠には何が使われているのか、その具体的な賃金額はいくらであるのかを調べているところです。詳しくは、NPO法人建設政策研究所で発行している『建設政策』

で「自治体発注業務における賃金算出根拠を調べる」という題で連載をしていますので、参考にしてください。

ここで、いただいた質問を紹介しましょう。公務員のアウトソーシングを進める声は非常に深いものがあります。いわゆる公務員パッシングです。そういう公務労働に対するパッシングの中で何が起きているのかを告発しつつ、公契約条例の制定の意義や公務労働に従事する人の労働条件の改善がサービスの質改善につながることを、積極的かつ具体的にアピールしていくことの必要性がある方は仰っています。この辺について、公契約条例ができたことによる効果などを、是村さん、お聞かせください。そのお答えを是村さんにお考えいただいています。



公契約条例シンポジウム In Sapporo のポスター

る間に、宮川さんにも質問です。自治体の入札制度のあり方も重要なポイントの一つだと思えますが、現在道議を務めておられる宮川さんには、北海道の入札制度の特徴や課題などを教えていただけますでしょうか。関連して「地元事業者への優先発注という入札案件が増えてきているようだが、こういう縛りがあると、逆に困るケースも出てくるのではないか。この点をどう考えるか」という質問が来ています。それから、札幌市では総合評価方式が取り入れられました。そのことで公契約条例は不要であるという見解も聞かれるようですが、その辺についてどう思われますか、という質問がきていますのでお答えをお願いします。ではまずは村さん、どうでしょうか。

公契約条例ができることによる効果

是村 印刷の場合、公契約条例ができればすぐに中小企業が元気になるとか、そこで働く労働条件が改善されるとか、すぐにはそうならないと思います。ただ先ほどの川村先生のお話の中に、公契約の単価が改善することによって、民間単価も改善していく。全印総連は印刷単価の適正化運動をしています。普通に競争して単価が決まってしまうので、民間の中で適正単価を実現するのは非常に難しいですね。ただ公契約のところでも、新自由主義が公務のところにも入り込んでいくという話がありましたけど、民間の単価規制よりは公契約のところ

の単価規制―適正単価の方が、全印総連としては非常にやり易い。たぶんこれは全印総連だけではなくて、他の産業別の労働組合もそういう交渉はしやすいと思うんですね。例えば工事関係だと、大手ゼネコンとの単価交渉というのは非常に難しく、特に中小企業は業界団体も含めてそんなことはなかなかできないと思うんですね。だからそれが労働組合の役割だとは思いますが、ただこれができて、パッとバラ色になるということはなくて、これは一歩進める上での通過点だとは思いますが、よく区の担当者や話をするのは、「紙メディアが疲弊をしています。でもお年寄りはじめネット環境にない人たちもいるし、全部ネットで肩代わりができますか?」と。ですから私たちは、紙とネットのメディアミックスみたいな形で両方必要ではないかということを言っているんですね。

単純に言って両方必要だということは、今までは紙だけでそこにプラスしてネットメディアも入りますので、仕事量にすれば1・5倍とか2倍とかになるわけですから、中央区との交渉の中でそういう話をしたら皆さんも頷くんですね。やはり区の行政を住民の皆さんに告知するには、メディアは多い方がいい。それは印刷業者もそうでしょうし行政側もそうだろうということです。そこはまさに一致するんですけど、向こうは予算の問題もありますし、公契約は税金で成り立っていますのでなるべく無駄のないよ

うに、そういうことを言うと、もつと税金の無駄遣いは他にあるだろうと、労働組合ですからだんだんと議論が膨らんでいってしまうのですが、そこは押さえて交渉していますけども、やはり行政の立場を理解しつつ今の紙メディアをどう振興させていくか。その両方の観点で運動を進めていけば、単価の問題も企業存続の問題もそこで働く労働者の賃金・労働条件の問題も改善していくんだらうなと思っています。逆にそう思わないと、こういう運動はできないですね。いつか公契約条例ができて、社会的賃上げ闘争がうまくいって開花するだろう、という思いがなければ運動は前に進まないと思いますので、今はそこしか見てないです。だから公契約条例さえできればバラ色だ、というふうには、今の時点ではなかなか言えないですね。ただ、条例ができることによる適正価格や賃金改善などの波及効果は、間違いなく広がっていくと思います。

川村 公契約条例単独ではなく関連する施策も一緒に進める必要があるでしょう。ただ、確認すべきは、繰り返しになりますが、公契約条例で対象労働者の賃金は間違いなく上がっていること、そのことによって、当事者から働き甲斐などが口にされている、というのは制定自治体の担当者から聞かれることです。総合評価方式の導入効果としてもそれは聞かれることです。もちろん、それを産業や地域全体にどう波及させていくのかということは課題です。

次は宮川さん、お願いします。宮川さんからの回答の後に少し休憩をとって、最後にドカンと、「さあ！公契約条例を作ろう!!」というふうに盛り上げていこうと思います。よろしくお願いします。

自治体の入札制度のあり方

宮川 まずその前に、先ほど私は、「議会では公契約のことについては十分に議論をしてきたつもりである」と申し上げましたが、少し個人的な思い入れが強かったので、バランスを欠いた発言だったかなと反省をしております。一方では、提案前から十分に何回も議論を積み重ねてきた、という事実があるということは間違いないです。しかし市民の皆さんから見てもつと議論をして欲しかったという意見がたくさん出たというののもまた事実ですから、これに對してはやっぱり謙虚に受け止めなければいけないだろうと思っています。つまり、もつと市民の皆さんが関心をもつて議会に来てくれる。次に公契約の議論をするのはいつなのかと。あるいはこういう事実があるから意見で取りあげて欲しい、というようなことが、もつともつと沸き立つように出てくるような、そういう議会からの発信をもつとやって、市民の盛り上がりの中で議会を行っていく。そのようなことがもつと必要だったんだなあと、率直に思っているところです。

さて入札のあり方ということですけど、以前

は指名競争入札が一般的でした。最初に市なり道なりが5社程度選んでおくんです。その中で競争しなさいと。これが談合の温床と言われておりまして、その指名された数社の中で談合していたということが多かったので、それはダメということになり、一般競争入札をやるようになりました。一般競争入札というのは誰が参加してもいいんですが、一方で低価格競争を招くということも起きました。

そこで、総合評価方式ということが考えられるようになりました。それは価格だけではなくて、いろいろな点で評価をする。例えばこの会社は地元貢献度があるか。地元防災協会に入っていると1点プラスとか、そんなふうになるわけですよ。それから従業員の賃金は高めにするとか、そういうのも1点プラスとかって点数をつけるんです。いろんな項目があつて、だいたい5段階くらいになっていて、賃金のところは最高点でも2点くらいでしたかね。あまり高い項目ではありませんでしたが、賃金もその項目に入っていました。それで、いくつかの項目で評価をするという方式なんです。私は「安かろう悪かろう」ということにはならないという点で、総合評価方式というのは良さを持つていると思います。でも競争の透明性ということでは、一般競争入札の方が単純でわかり易いという面もありますね。ですから総合評価方式でかつ賃金などが十分に評価されて、評価に対して誰もが納得できるような、そういう透明性も

確保されると。そういうことが必要だなと思っています。

また地元貢献度なども入れることで、地元の企業が優先されるというような方法もありますけど、私は総合評価方式については、どういう項目にするのか。あるいは誰が評価をするのか。そして各項目にどう配点するのか。そういうことはまだまだ練り上げていって、国民的合意を得る必要があるだろうというふうに考えています。地元優先というのは、地元の会社だけしか競争に入っちゃダメよ、という枠はかけられないだろうと思います。ただ地元貢献度というのは点数化できるだろうと思います。例えば防災協会に入っているだとか、そういったことで点数付けはできるでしょうけど、何項目かの中の一つということになると思います。

韓国ソウル市と日本の運動の違い

川村 入札制度は、私もまだまだ勉強不足なのですが、総合評価方式の評価に関連して、先ほど紹介した指定管理者の選定においても、かくくしかじかの基準で事業者を評価する、となっていますが、当の事業者側に見れば、基準が必ずしもわかりやすくはない。あるいは、いかにコスト削減できるかで評価されているという事実もある。その意味では、どのような基準で評価するのか、また少なくともその評価基準が透明でなければならぬと思います。

また総合評価方式の導入はそれはそれで重要



基調講演する北海学園大学・川村雅則教授

でしょうが、公契約を適正化していくのだ、ということを経営者によって確認すること、つまり、たとえ首長が代わっても、政策の継続性が行政において担保されることが重要ではないかと思っています。ですから公契約条例と総合評価方式は別物として考えていくべきだと思います。

ここで、非正規公務員問題などで私がいろいろ教わっている、NPO法人官製ワーキングプア研究会の理事長である白石孝さんが編著で書かれた『ソウルの市民民主主義』（コモンズ社）という本を紹介します。

ソウル市では、「人権」を軸にして様々な政策が推進されている。そういう中で、自治体が雇っている非正規公務員や自治体発注の仕事で働く民間労働者の処遇改善に取り組んでいる。ちなみに日本と違うのは、韓国の非正規公務員は民間の労働法が適用されます。そこが日本とは異なる。ただいづれにせよ、自治体が使用者として、あるいは発注者として、関連する雇用の質の改善を図っている。しかも、公務労働に従事する人たちだけにその効果を限定させることなく、民間の事業者団体とゆるやかな協定を結ぶことで、波及効果を広げようと模索しているようです。

この本を読むとソウルと日本の運動の違いをいろいろ感じます。例えば、市民団体が総合的に政策なり考えを練り上げていること、しかもそれは、具体的なデータに基づいて緻密に検討されていること、そういう準備があつてこそ、いわゆる市民派の人が首長になったときに公約が実現できるということです。抽象的なスローガンだけではいけない。私たちも、公契約条例1本だけではなく、自治体の様々な政策をパッケージで掲げておくことが必要ではないでしょうか。

もちろん何でもかんでも引き受けるわけにはいかないでしょうが、少なくとも非正規公務員を含む、公務労働に従事している人全体は視野に入れて運動を進める必要があるのではないのでしょうか。また、建設の重層的請負構造やダン

ピング競争など、当該産業が直面している諸問題について視野に入れた取り組みが必要ではないでしょうか。そして、私たちは諸外国の経験にも学ぶ必要があるのではないのでしょうか。

なお、興味のある方は、この本にも収められた上林陽治さんの「市民の人権を守る地方自治体の労働政策——韓国・ソウル市の取り組み」という論文が、私が主査をつとめている非正規公務労働問題研究会のウェブサイトで読むことができます。参考にしてください〔注：公益社団法人北海道地方自治研究所非正規公務労働問題研究会 http://www.hokkaido-jichiken.jp/04/kenkyu_hiseiki.html〕。

司会 それではフロア発言に入りたいと思います。あらかじめ3名の方をお願いしています。まず全労連の斎藤寛生常任幹事をお願いします。

公契約条例の波及効果

斎藤 全労連からやってきました斎藤と申します。常任幹事で賃金・公契約対策局長ということでやっていきます。新しい数字を申し上げますと、賃金の下限設定のある公契約条例は21、理念条例は27です。急速に増えています。和歌山県にも2017年3月に一つできて、地元さえも全然知らなかったということです。行政側の動きの方が早いというのがあります。

先ほどのパネラーの方々の発言などを聞いていて、総合評価方式の問題と入札の問題が出て

います。そこで一番のネックは価格設定を何%にするのかという問題なんですね。今はだいたい70%から80%です。それを50%以下にしたい。それ以外で地域要件とか様々なものを50%の中に入れていくと。そういう姿勢がないと、地元優先発注はできていきません。抜け駆けして安い金額を入れちゃうと、どうしてもそこに落ちちゃうんです。総合評価方式はそこに矛盾があると思っています。労働者を保護するとか、雇用を継続するとか、地域のボランティア貢献をするとか、様々な要素がありますから、そういったものを入れて総合評価方式の基準から見直していく必要があるのかなと思います。

東京23区のうち17の区で発注する印刷が、実は物品調達ではなく製造請負になっています。これは全印総連などが10年以上の交渉の中で行政の姿勢を変えさせてきたのですが、やっぱり製造請負にしていくことによって、適正な人件



斎藤寛生常任幹事

費が反映できるようになっていくと思っています。それから公契約条例って何なのかな？とずっと考えているんですが、私は賃金を適正に払ってもらうことではないんだと思っています。元々の公契約条例というのは、公務・公共サービスの質を確保していくためのものであり、業者間と労働者間の公正競争を確立するためにあるものだと思うんです。

だから、公務・公共サービスの質を確保していくためには、そこで働く人の労働条件をよくしなければいけないでしょう？ということになっていく。そこで出てくるのが最低賃金の問題だということです。最低賃金というのは、1円でも下回ったら犯罪ですから底の賃金なんです。公務・公共サービスで、つまり住民の安全と安心と命を守る業務が、どん底の賃金の価値しかないのか？という問題なんです。その間いかけがされていない。ですからそこは公務員バッシングとつながっているんですが、公務・公共なんてのは安けりゃいいんだと言っています。

地方自治法2条14項というところでもない条文があつて、「最小の経費で最大の効果を挙げろ」みたいに書かれていますけど、その条文のすぐ前に、「公共の福祉の増進に努める」とも書いてあるんです。だから民間に出すことによって福祉が後退してはいけないんです、絶対に。安けりゃいいんだという問題ではないということです。は、ちゃんと地方自治法に謳っているんです。

でも前の方は行政側は言いません。最小の経費で最大の効果としか言わないんです。でも公共の福祉を増進させるというのが前にくっついていきますから、そこは絶対に落としてはいけないと思っています。

あと公務員非正規の賃上げと一緒に、波及効果の問題なんです。直方市（福岡県）でこういう事例がありました。公契約条例を入れたら、給食調理員の賃金が100円上がったんです。そして、近隣市町村の給食調理員の賃金も100円上がった。なぜか？皆、直方に行っちゃうからなんです。人が来なくなるから上げざるを得なくなる。それだけ公務・公共サービスの賃金というのは、社会的規範性があるんです。正規も非正規も問わず社会の模範になるべき賃金じゃないいけないんです。これは地方公務員法の24条にちゃんと書いてあります。社会を代表する賃金でなきゃいけないものが、安くていいんだというふうにしてしまえば、地元の賃金も全部最低賃金に張り付いてしまう。だから行政が地域の経済を活性化するためには、公契約条例を作って非正規の賃金を上げていかなければ、地域の賃金も上がっていかないということになるんです。効果が無いということはありません。野田市は「言わないでくれ」と周知から言われているから言っていないだけで、実は、世田谷でも多摩でも三木（兵庫県）でも直方（福岡県）でも全部そういう効果は現れているんです。実は非常に大きな効果が出ています。

この社会的規範性の問題というのは、非常に大事にしてもらわなければいけないし、公契約条例というのは本当にいろんな効果が出ています。賃金が上がることによっていい職人が集まって、納期が早くなって、でき上がりがよくなったとか、働いている労働者のモチベーションが大きく変わったとか。東京の足立区とか埼玉県の草加市とか、あちこちの清掃職員が「この賃金だからいいんだよ、ゴミなんて残したって」と思うのか、「ちゃんときれいに取っていいんだ。俺たちが頑張るから街がきれいになるんだ」と思えるかどうかなんです。それが賃金とか労働条件から得られるものになってくる。残念ながら日本には労働者の賃金を決められる法律は最低賃金法しかない。最低賃金ではまともな生活はできないわけですから、だからこそ、それを上回るような賃金を行政が連動していかなければダメなんだと。

現在は21の公契約条例がありますけど、平均の最低額は最低賃金の105%です。設計労務単価で言うと85%が平均です。一番高いのは川崎市の91%、一番低いのは豊橋市（愛知県）の75%。でもそれを下回った契約から外されるわけです。それくらいしないと賃金が適正に払われていきません。そういう様々な効果があります。公契約条例は、見ているよりやってみる方が非常に効果があります。

理念条例だけだと、「法律を守りなさい」で終わっちゃうんです。それは労働基準監督署の仕

事です。そうじゃなくて行政がやる意味はどこにあるのか？ということをもう一度しっかり捉えて、行政がこの地域をどうしたいのか、そこで働く人たちをどうしたいのか、という思いをきちんと宣言してもらう。公契約条例は「適正な発注をしますから、皆さんいい労働条件をちゃんと付与してくださいね」という宣言なんです。規制するものじゃないんだというところをぜひ押さえていただきたいと思っています。

司会 次は全印総連東京地連書記長の田村光龍さんです。

公契約周知ポスターを企業に配布

田村 川村先生からはワッと盛り上げろというふうに言われてたんですが、まず先に、全印総連の方で北海道以外から参加している人は手を挙げてみてください。結構来てますね。これは東京だけではないので、今日聞いたのでたぶん何かやるでしょうということで、盛り上げるのはこのくらいでよろしく願います。

先ほど是村委員長から、中央区とか文京区とかの話が出ましたので、その他にやっていることを報告したいと思います。一つは、全労連の東京労連とかが絡んでいる東京春闘がやっている自治体キャラバンというのに毎年参加しています。私共はそんなに大きな組織ではありませんが、23区になるべく人を配置するように、ということとずっと続けていて、入札の状況や区の非正規職員の最低賃金など、ある程度の情報

についてはそこで集約できているのかなと思っています。

もう一つは、「公契約条例を作りましょう」という、全印総連が作っているポスターを各企業さんを回って貼っています。2016年に作り、その時も100社くらい訪問したのですが、2017年度も交渉中の中央区とか板橋区とか、印刷が地場産業と言われているところの企業さんを回って貼って歩いています。「労働組合が何でこんなものを持ってくるんだ」と言われることも多くて、結構心配しながら持つていくんですが、やはり企業の方も印刷の低単価問題は死活問題ですので、5社に1社くらいは結構いい話ができています。それで10社に1社くらいは貼らせてくれています。

できたら全印総連という労働組合の名前を、職場の労働者に見せたいというイヤラシイ思いもあるのですが、入札制度の改善だと公契約

約の取り組みについては、そういった形でも進めさせてもらっています。

これ以上、どこをどう頑張ろうかなというのがあるんですけど、これからも入札制度の改善だとか公契約の問題には取り組んでいきたいと思っています。よろしくお願いします。

司会 ありがとうございます。最後に経営者の立場から、元労働組合の役員で、僕が役員になり始めた頃によく団交のダメ出しをされた、北海道機関紙印刷所の取締役工務部長の川原烈夫部長です。

適正な競争・ルールをどう作るか

川原 先ほどどなたかが言われました「当事者を組織して当事者が運動の前面に立つ」というところが一番肝要かなと思ってお話を聞いていました。

私の話は一経営者のぼやきとして聞いていただければいいかと思いますが、私は62歳です。18歳で今の会社に入って、労働組合の運動にずっと関わってきました。入社して労働組合の集会に出るたびに、印刷業界は大変だと44年間聞かされてきました。おそらく80年代がピークだと思いますが、8兆円から10兆円にいくのは？というような勢いのあった時期もありました。しかし、それからずっと下がり続けて、未だに大変だと言っています。我々の仕事は本当に大変なんです。それは織り込み済みというかそんなものだと思います。

それはなぜかと言えば、我々の仕事はお客様の要望とか事業の目的や思いを形にする仕事で、印刷技術を駆使して印刷物に表現するということです。お客様はこの資本主義社会のもと、様々な競争の中で宣伝物なりいろんな印刷物を作って消費しているわけです。そういう点を考えると、当然お客様自身も、大変な競争の中で我々に印刷物を発注しているわけです。それを我々は生業にしてやっているから大変なんです。ただ、度を過ぎた競争が今の社会を形作っていて、我々の価格にも反映されているということだと思えますね。

デジタル化という側面もあって、社会のニーズがそもそも印刷物から離れているという側面もあるんですね。それにしても、やはり今の競争が度を過ぎているから、社会的な公正なルールを作ろうじゃないかと。公契約条例がその一つではないかと思っています。ですから最低賃金制度とリンクさせた闘いが、そこは労働組合が先頭に立ってやっていくということが最も大事なのではないかと思います。市の印刷物の価格でも、我々が思う適正価格の半分とか3分の1で当たり前なんです。そういう企業のほとんどの労働者は、有給休暇があるかないかがわからないとか、当然支給されていてもほとんど使ったことはないとか、土日出勤でも手当が出ないとか、そういうところがザラにあるわけです。そういうのが今の競争社会の現実なんです。その中で生き延びていくという、



田村光龍書記長

我々経営者の日々の思いを理解していただければと思うんです。

ですから、適正な競争・ルールをどう作るかというのが今は最も大事だし、その一つに公契約条例があり最低賃金があるということですから、自分たちの身を守るという点では労働者も我々と同じだと思うんです。そういう点から、労働組合が当事者を組織して運動の前面に立つというところが最も大事になってきているし、我々経営者がそんなことを言い出したら、それこそ独禁法とかに引っかかって大変なことになるわけですから、そこは労働組合の皆様にするしかないですね。

私は今、労働組合を降りていて、経営者をいじめる立場から労働者をいじめる立場になっていきますから、私にいくら給料を上げてくれと言ってもそれは無理なわけですね。我々もお客様から無理な要請をされても応えるしかないんです。仕事がなくなっちゃいますから。我々は日々そういう恐怖の中で生活をし、経営をやっている。団体交渉なんかでも、経営者の悪口とか弱点をチクチクやられますが、それはそれでいいですよ、組合ですから経営者責任を問うのは。

ただ私は勉強しろと言いたいんです。皆さんはどれだけ紙の出版物を読んで、自分たちの産業のことやいろんなことを学んでいるか？ということですよ。新聞も読んでいるのかと。できれば特殊な新聞もぜひ読んで欲しいのですけれど。

そういう形で自らが学んで、そういうところに関わっていくことで、自らの生活を変えて社会的な運動にしていこうというところに、もつとエネルギーを注いでいかないとダメだということですね。

それと経験上言うわけじゃないですけど、札幌で言えば、全印総連の経営者は善意をもって労働組合と対応しています。ですから経営者と団体交渉を産別でやって、経営者の思いとか情報を労働者自らが積極的に引き出していかないと、企業内で経営者の悪口を言って終わりと。ホントに狭い運動になってしまっているのではないかなという気がします。

そういう点で私は労働組合に大いに期待しています。私もそういう思いをもってやっていましたから。今は手のひらを返していますけども、ホントにいい意味での展開というふうになるように労働組合には期待しています。



川原烈夫部長

司会 厳しいお言葉ありがとうございます。それでは最後にパネリストの方々と川村先生に、今日が決起の場となるような一言をお願いします。

他の組合と共同で運動を推進

是村 何回も言いますが、全印総連だけでは公契約条例や公契約適正化運動はできないので、私的に言えば、全建総連とか土建とか、そういうところと一緒に組んでいかないと、先ほど宮川さんが言っていましたけど、公共事業というのは何千万とか何億の単位なんですよね。印刷の場合は高々何千万。まあ何千万は大きいんですけど、やはり全建総連なり土建なりが、我々のところにアプローチをしてくれるような運動をやっていたらいいなと。ここには地区労連の方がいらっしゃるので、もしかしたらそこに土建関係の人がいらっしゃるのかもしれないんですが、東京ではまさに土建と一緒にやらないと、全印総連だけでは公契約条例制定運動はできないような実態になっています。ですからそういう意味では、共同闘争・共同行動という位置付けでこの運動を進めています。これは公契約だけの問題ではなくて最賃もそうですし、共同闘争の中でやっていかなければとても太刀打ちできないし、我々の目指す運動は前進できないと考えています。今日はホントに北海道地連の踏ん張りで、こういう形で公契約条例のシンポジウムができたということは、私は嬉しく思っています。

います。

何年か前に『これで良いのか印刷産業 in 札幌』というシンポジウムを、経営者の皆さんもお呼びして札幌でやったんです。その時は札幌地連でしたけど、そういう力量を持った地連だというふうにずっと思っていたのですが、橋場さんが中央執行委員になってまだ1年なんですね。もう10年も20年もやってるような感じなんですけど、全印総連本部のオファーを受けて、こういう形で開催をしてもらって本当に良かったと思っています。

それで川村先生がFacebookでもよく触れていましたけど、ここが到達点ではなくて一経過点で、ここからまた公契約条例なり公契約適正化運動を進めていくんだという起点になる集会だというふうに、いみじくも言われましたので、私はそれをもう一度肝に銘じて、全印総連の東京の中で一日も早く一つでも多く、公契約条例を作っていきたい、そういう運動をやっていききたいと思っています。

社会福祉も安心して暮らせるように

渡辺 公契約条例の制定を求める会というところでずっと関わってきていて、先ほど斎藤さんから公契約条例はいろんな効果があると言われて、それは尤もだと思いますが、全労連さんのリーフにある通り、やっぱり大きな話をしていかないといけない、なかなか最終的に広がりを持っていないかなど。弁護士会でも、今はかなり最低賃金

の問題にも取り組んでいて、この3月に札幌弁護士会で最低賃金のシンポをやりました。そこにお呼びしたのは岡田知弘先生という京都大学の先生で、中小企業振興も含めて大きなお話をしていただきました。それを聞いた一弁護士さんから「政治を変えろということなんです」という反応がありました。政治を変えて、本当に社会福祉も含めて安心して暮らせるような方向性：そういった大きな方向性の話をしていくことも重要だろうと思っています。

私は普通の事件を普通にやっている弁護士なんですけど、それ以外に私が一つ関わっている大きな裁判が、生活保護の引き下げの裁判で、平成25年に生活保護の基準が約1割下げられました。今回また下げられようとしています。そういった社会にある沢山の負のスパイラルに敏感になって、非正規の問題にしろ社会保障の問題にしろ、積極的に取り組んでいくこと。そのことがやっぱり重要なんだろうと。札幌の場合は、先ほどまで公契約条例の制定を求める会の代表もいたのですが、札幌市の公契約条例をどう作るのか。

今日は話に出ませんでしたけど、労働組合の皆さんがホントにどうされるのか。この調査をしていく中で近視眼的に言うのと、その役所の労働者にとっては仕事が増えるんです。そこも含めて大きな問題として皆でやっていこうというように、そんな大きな運動をぜひ作れるように、いろいろな人と協力をして頑張っていきたいと

いうふうに思っています。

何が問題で何をすべきか？議論を

宮川 残念ながら札幌市で否決されたことについては、いろいろな評価があります。例えば「政争の具にされたのではないか」とか「ビルメン協会など一部の産業界の考え方とそれに同調する市議会議員がいた」とか、いろんな要素があるにせよ、どうしても可決したいという運動の広がりはまだ足りなかったと私は考えています。2013年10月31日、公契約条例案が採決される直前に私が本会議場で討論をしているんですけど、その一部をご紹介します。

『わが党が市内全戸を対象に実施している市民アンケートは、現在なお集約の最中でありますが、3083通の回答の中間とりまとめでは、「公契約条例を知ってますか？」という設問に對して、「知っている」が22・3%、「名前はまだ聞いたことがある」が23・7%、「知らない」が44%と、4割以上の市民が公契約条例を知らないのが現状であります。今後、条例の理解を深めるよう、事業者団体、札幌市、そして議会が粘り強い協議を続けるべきであります』

この時点でアンケートに答えてくれる人は、応援して下さる方が比較的多くて、そういう点では、「知っています」と答える人がたぶん多かったと思うのですが、それでも44%が知らないということは、おそらく一般的にアンケートを取れば、もっと多くの方が「知らない」とい

うのが現状で、そういう段階で採決されていたのだろうと思っています。業界や自治体とともに運動している私たちや議会が、何が問題で何をすべきなのか、という議論をもっと大いに広めていくべきだろうと思っています。

時給が810円だとすると、1日8時間、22日間働くと1カ月14万2560円ですから、それで家賃を払って、電気・ガス・水道代・通信料などを払ったら、ゆとりある暮らしはとてもできません。1年間12カ月で170万ちよつとですからワーキングプアです。私は賃金も働き方も、人権や私たち市民の多様性というものを、お互いに大切にしたいような世の中を作っていきたいと思っていますし、その一つが公契約条例だろうと思います。皆で力を合わせて頑張っていけるような、そういう社会を作っていきたいと思っています。

地方議会としては、議会が何を問題にしているのか、議会に何ができるのかという発信力が足りないと思いますので、皆さんにもっとたくさん発信をしていきたいと思っていますし、皆さんからもこういうことをやって欲しい、こういう問題があるんだということを、ぜひお寄せいただきたい。そういうふうにして思っておりますので、その点をお願いして私からの発言とさせていただきます。どうもありがとうございます。

組合と議員が連携して公契約運動を

川村 まず、本日の企画を主催された全印

総連北海道地連の皆さん、本当にお疲れさまでした。パネリストの皆さんもありがとうございます。

集会を主催したり参加したりしていつも思うのは、明日から何をするのか、ということですね。つまり本日のシンポジウムは出発点にすぎません。様々な情報やデータが共有されることで、「よし！明日から自分も取り組みを進めるぞ」というヒントに少しでもなったのであれば、コーディネーターあるいは報告者冥利に尽きます。

ちなみに橋場さんは、来年はまた別の地域・別の地連で開催を、とおっしゃっていましたけど、別に本学の教室は毎年でもお貸しできますよ（笑）。主催はどこになるかわかりませんが、来年は北海道を含む各地のこれから取り組まれる経験などを持ち寄って、交流集会などを開催できるとよいですね。

私が夢見るのは、北海道に関して言えば、北海道と道内市町村という180の自治体で、労働組合の方と議員の方が連携して公契約運動を進めることができたなら、事態は一気に前に進むのではないかとことです。組合関係者と議員で、180自治体×2人で360人です。仲間を増やしながら明日からの取り組みにつなげていきましょう。これが第一点目です。

第二に、意気込みだけでなく、運動の進め方を具体的に検討することの重要性です。つまり運動を進めるにあたって、根性論だけではな

く、綿密なプランの具体化が重要だと感じています。

2012年から2013年にかけての札幌での公契約運動を振り返ってみて思いました。私たち民間団体だけでどうできる話ではないし、様々な制約の中でそれなりの成果は上げられたとは思いますが、総合的、体系的な運動になっていただろうか。運動への参加者を増やす工夫はできていただろうか。本日のシンポジウムにあたり、そんなことを振り返るきっかけになりました。これは公契約運動に限りませんが、動くことはもちろん大事だけれども、どう動けば効果的であるかを、私たちはもっと深く考えていく必要があると思っています。

最後に、今そう言っておきながら何ですけども、「動くのは今でしょ」と申し上げたい。現在、働く人が深刻な状況にある中で、動けば変わる情勢に私たちはある。改正労契法を根拠とする有期雇用者の無期雇用転換運動もしかり、統一地方選を前にした、なくそう官製ワーキングプア運動もしかり。そういう意味では、プランを具体化し、早急に取り組みを始める必要があるし、現場がそれを要請しています。

札幌における公契約運動は、2012年から本格的に始動して現在に至りますが、ここまでの全印総連の皆さんという運動推進部隊と出会えたことを心から嬉しく思います。

それでは皆さん、明日から頑張ります。ありがとうございます。